

会議録(案)

会議の名称	西東京市 男女平等参画推進委員会 令和5年度 第7回
開催日時	令和6年2月6日（火曜日） 午後6時15分から8時00分まで
開催場所	田無庁舎5階 502会議室
出席者	出席：小澤委員長、笹川副委員長、中村委員、安田委員、横森委員、篠宮委員、平委員、山田委員、鈴木委員、高岡委員、堀内委員 欠席：星委員、井上委員、五十嵐委員、山辺委員、事務局：高橋部長、和田課長、徳丸係長、茹込主査
議題	(1) 令和5年度第6回男女平等参画推進委員会会議録（案）の承認について (2) 第5次男女平等参画推進計画について (3) その他
会議資料の名称	【配布資料】 (1) 令和5年度第6回男女平等参画推進委員会会議録（案） (2) 【資料1】第5次男女平等参画推進計画（計画案） (3) 【資料2】第6回委員会におけるご意見と対応一覧 (4) 【資料3】第5次男女平等参画推進計画（概要版案） (5) 【資料4】令和6年度男女平等参画推進委員会開催日程（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

【開会】

○事務局：これより令和5年度第7回男女平等参画推進委員会を開催する。

事務局より委員の半数以上が出席しており委員会が成立している旨の報告をした。

続いて事務局より配布資料を確認した。

(1) 令和5年度第6回男女平等参画推進委員会会議録（案）の承認について

○副委員長：議題「(1) 令和5年度第6回男女平等参画推進委員会会議録（案）の承認について」、お手元にある会議録（案）を少しお読みいただいて、ご意見を伺いたい。

(黙読)

○副委員長：時間になったので、ご意見のある方は発言をお願いしたい。

○委員：3頁上から5行目のS R Cの発言、「どちらも」ではなく「どちらの」ではないか。

○副委員長：今指摘のあった点を事務局で修正していただいたもので決定とさせていただきた
い。

(異議なし)

(2) 第5次男女平等参画推進計画について

○副委員長：事務局から説明をお願いしたい。

S R Cから「【資料1】第5次男女平等参画推進計画（計画案）」、「【資料2】第6回委員会におけるご意見と対応一覧」、「【資料3】第5次男女平等参画推進計画（概要版案）」を用いて説明を行った。

○委員：56頁の課題4のコラムについて、文章はわかりやすいがグラフについて確認したい。実線は男女ともに正社員であるにもかかわらず男性が女性より平均賃金が多いということは、男性のほうが役職についている割合が多く女性正社員との差が生じているということか。また、同じ職種、同じ年数、同じ条件で男女の差があるかを検証できるグラフを作ることは可能か。

○S R C：男性は約8割が正社員、女性は半数以上が正社員・正職員以外となっており、正社員で男女を比べた場合女性が役職についていないこと等で賃金格差が生じる上に、女性は非正規雇用が多いため、正社員が多い男性と比べて圧倒的に経済格差が生じているということをコラムで示している。

○副委員長：同条件での比較検証は非常に難しい。男女で同じ職種についていることが少なく、女性が多く就いている職種は平均給与が少ない。さらに男性は正社員の場合、勤務年数による手当や家族手当等が付くため、正社員や管理職であっても男女間で給与に差が生じていることについては複合的な理由が指摘されている。

○委員：56頁上から3行目の就業者の減少に関する記述は離職とは違うのか。少し違和感を覚えた。

- S R C : 離職も含め働いている人の数が減ったということを示している。表現について再度検討する。
- 委員 : 就業者が減少したとあるが、女性のパートがコロナ禍で増えたと聞いている。
- 副委員長 : 緊急事態宣言による外出自粛等で外食等に関わる雇用が激減した 2020 年 4 月のデータは頻繁に使われるため、あくまでこの時点でのデータとして活用すれば良いと思う。
- 委員 : 概要版の体系図で、基本理念の文字が潰れているので修正をお願いしたい。
- 委員 : 他自治体でも様々な表現があるため、困難女性支援計画の表現については市の方針を承知した。しかし、「困難女性」ではなく「困難を抱える女性」であり、困難女性がいるように捉えられるのは避けたい。また、位置付けられている項目の中に若年女性に関する記述が無い。法律の中にも若年女性への支援について明記されており、実際に虐待等の相談も寄せられているため計画に盛り込んでいただきたい。
- 委員 : 以前、あまり若年女性の相談はないというお話があったが、困難を抱える女性の問題のひとつであり、相談も増えているため対応をお願いしたい。
- 副委員長 : 相談に辿り着けない潜在層の女性が増えていると聞く。
- 委員 : どこに相談したらよいのかわからない若年女性たちの窓口としての機能が必要である。
- 事務局 : 困難女性に関しては法律の趣旨に沿って取り組んでいく。若年層への対応は重要な部分であり、若年層からの相談がないことについてはその実態の解明を課題として認識しているため、都の動向を窺いつつ引き続き検討していく。
- 委員 : DV 防止法の改正について触れていない。精神的 DV で保護命令が出せるようになった重要な改正のため記載してほしい。また、用語集ではパワーハラスメントについては記載がないが、用語の掲載基準を教えてほしい。
- S R C : 改正については記載を事務局と検討する。用語集については前回のものを精査して既出のものは内容を更新、国等の動向を見て新規項目を追加している。パワーハラスメントについても昨今注目されている内容となるため、掲載について検討したい。
- 委員 : 女性相談の認知度が低いことが若年層の相談が少ないと繋がっていると思うのでッシュしていただきたい。
- 委員 : パワーハラスメントを入れるならばモラルハラスメントも入れてはどうか。「ハラスメント」の項目の中に種類を列記しても良いのでは。また、70 頁のハラスメントの説明で「職場や地域等のあらゆる場面」について「学校」を入れてはどうか。
- S R C : 本文中に記載があるか確認の上、用語集の記載内容を検討したい。ハラスメントの説明は国から引用しているため恐らく「学校」について記載がなかった。実態としては学校におけるハラスメントも生じているため、記載内容を検討したい。
- 委員 : 用語集は定義や出典が重要であるため、精査が必要だと感じる。
- 副委員長 : 現在「ハラスメント」が付く言葉が多くなっている。個人的な考えでは男女平等参画であるためセクシュアルハラスメントは独立項目としていただきたい。近年、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントといった言葉の存在感が薄くなっているため懸念し

ている。

- 委員：74 頁以降の年表について、(パリ)、(ナイロビ)、カイロのように()の有無の表記を統一した方が良い。また、概要版 5 頁の棒グラフの数値の視認性が悪いためデザインの再考をお願いしたい。
- 委員：64、65 頁の指標の目標値について 5 刻みの数字にしたほうがわかりやすい。
- 委員：次の 5 年間の話をしているので、前の 5 年間で達成しなかったからと同じ数字にするのではなく、前向きに目標を立てていただきたい。
- 委員：第 4 次計画の現状値より今回の現状値の方が更に下がっている項目について、目標値を達成するためにどのようなことをするのかを具体的に示してほしい。
- 事務局：計画を立て、事業評価書で進行を管理している。目標値の数値が一人歩きしても良くないため、定数評価、定性評価で進行管理をしていくつもりである。
- 委員：概要版 6 頁のコラムは基本目標 4 よりも基本目標 3 と関連があるのではないか。
- S R C：スペースの都合上基本目標 4 の下に記載しているが、独立した項目となっている。
- 副委員長：40 頁の S O G I (ソジ・ソギ) のコラムについて、「いずれの性別に向かうか向かわないかの指向」、「どの性別であるのかないのかの認識」とすることで、すべての人に関係するとよりわかりやすくなるのでは。また 70 頁の用語集「性的マイノリティ」の説明は「異性愛、同性愛、両性愛、無性愛等」にしたほうがよい。また余談だが、「固定的性別役割分担意識」と「固定的性別役割分業意識」の違いがあるのか気になった。
- S R C：基本的には国の第 5 次計画を参考にしており、そこでは「分担」で統一されており、他の自治体も「分担」の表記となっている。
- 事務局：表紙について事務局としては A 1 を考えているが、皆さんの意見を伺いたい。
- 委員：B 1 は文字が下部にあり、イラストとバランスがよいと思う。
(多数決結果 A 1 → 1 人 A 2 → 4 人 B 1 → 6 人 B 2 → 0 人)
- 委員：可能ならば○をもう少し大きくして上に記載いただきたい。
- 副委員長：それでは、本日の意見を反映していただき、計画案については正副委員長にご一任いただきたい。

(3) その他

- 副委員長：事務局から説明をお願いしたい。
事務局から「【資料 4】令和 6 年度男女平等参画推進委員会開催日程（案）」を用いて説明を行った。
- 事務局：毎月第 4 週の火曜日に設定しているがそのままでよいか。
(異議なし)
- 委員：10 日に M U F G パークにて N P O フェスティバルが開催される。フレスボひばりが丘にて各団体のパネル展示も開催中のため、こちらも興味のある方はご参加いただきたい。

- 事務局：漫画家のかわぐちかいじ氏も講演する。こちらも興味のある方はご参加いただきたい。
- 委員：先程の副委員長の「セクシュアルハラスメントが消えかけている」との発言に関連して、近年、性に関する言葉が浸透して周りの意識が高まり、周囲でそうした発言が少なくなったようを感じるので、セクシュアルハラスメント自体が減ってきてているのではないか。
- 副委員長：意識が変わり相談件数も増えていることは確かだが、なくなったわけではない。以前は意識も低く、被害者が責められることも多かったため、相談することも難しく、増えたか減ったかという判断は難しい。国の資料ではハラスメント対策の中で「セクシュアルハラスメント」と「パワーハラスメント」等をまとめて取り扱うことが増えたため「セクシュアルハラスメント」の影が薄くなり、それに特化して問題だといわれることも減ってきて以前とは異なる状況になっているように感じる。
- 委員：企業や職員のハラスメント対策は研修でも必ず位置付けられなくてはいけないものになっており、セクシュアルハラスメントに対する意識が浸透してきている。しかし、まだ地域の中ではセクシュアルハラスメントを受けることもあり、その被害の相談の受け皿がないことが問題となっている。
- 委員：職場に限定していたが、場所が変わればまだまだ「セクシュアルハラスメント」という言葉が言われていたり被害にあったりしている人もいるということがわかった。
- 副委員長：法律でセクシュアルハラスメントに触れているのは雇用機会均等法のみで企業側がそれを防止する義務を課しているが、適用範囲が狭く、フリーランスで働いている人や、社外から受けるセクシュアルハラスメントに対しては機能しない等複雑化し色々な問題点が生じており、解決には向かっていな状況である。
- 委員：以前は、セクシュアルハラスメントを受けるのは女性のみとされていたが、現在はその逆やマイノリティへの被害もあるため、セクシュアルハラスメントの定義も変わってきているので明文化した方がいい。
- 副委員長：雇用機会均等法の度重なる改正により、女性限定の法ではなくなってきている。
- 副委員長：以上で令和5年度第7回男女平等参画推進委員会を閉会とする。どうもありがとうございました。